

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や  
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

# 国民健康保険税が軽減されます

## ※軽減を受けるには申請が必要です

### 対象者は？

次のすべての要件に該当する方です。

- ・離職時の年齢が65歳未満の方
- ・離職の翌日から翌年度末までの期間において、
  - (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例: 倒産・解雇などによる離職)
  - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例: 雇い止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証(裏面参照)の理由コードが11.12.21.22.31.32.23.33.34に該当される方

### 軽減の内容は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。  
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

### 軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

(例) 離職年月日 令和3年3月31日

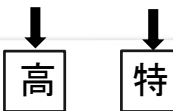
⇒ 軽減期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

### 申請に必要なものは？

- ① 雇用保険受給資格者証
- ② 国民健康保険被保険者証
- ③ 写真付きの身分証明書

問い合わせ: 保険年金課国民健康保険担当(市役所1階③番窓口)  
電話番号 042-989-2111 (代表)

確認① この表示がある場合は対象になりません



## 雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号	確認②		2. 氏名
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号			
8. 住所又は居所			
9. 口座番号・金融機関名			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日		12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制	
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日	
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間	
22. 離職前事業所名			
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)		

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は  
管轄地方運輸局所在地

電話番号

交付 年 月 日

公共職業安定所長



確認① 高年齢受給資格者証、特例受給資格者証をお持ちの方は  
軽減対象ではありません。

確認② 離職時年齢が65歳未満の方が対象です。

確認③ 離職年月日以降の保険税が軽減対象になります。

確認④ 以下のコードのみ、保険税の軽減対象になります。

## 離職理由コード表

〈特定受給資格者に対応する離職理由コード〉

- 11 (解雇)
- 12 (天災などの理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇)
- 21 (雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり))
- 22 (雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり))
- 31 (事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職)
- 32 (事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職)

〈特定理由離職者に対応する離職理由コード〉

- 23 (期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし))
- 33 (正当な理由のある自己都合退職)
- 34 (正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満))